

## 西東京市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第1条 市民に密着したきめ細かい健康づくりの施策を推進し、健康づくりに関する総合的な方策を検討するため、西東京市健康づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議し、答申するほか、健康づくりの施策に関して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西東京市民 4人
- (2) 保健、福祉、医療等の関係機関に属する者 9人
- (3) 学識経験者 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、健康福祉部健康課が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第45号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第43号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。